

選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

〔請願趣旨〕

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在します。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。婚姻の際、96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別です。通称使用の拡大では根本的解決になりません

民法の婚外子相続差別は廃止されましたが、戸籍法には、出生届に婚姻による子どもかどうかの記載を義務付ける規定が残っており、この規定も廃止すべきです。

女性差別撤廃委員会は 2009 年、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告、その後もこの勧告を遅滞なく実施するよう繰り返し強く求めています。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思を問われているといえます。

1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申してから4半世紀が経過しました。第5次男女共同参画基本計画は「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し」「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としています。

最高裁は2015年および2021年に、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断をしましたが、制度のあり方は国民の判断、国会にゆだねるべきとしました。最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成割合が高くなっています。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々提出されています。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

〔請願趣旨〕 選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を行うこと

氏 名	住 所 (「〃」「同上」は使用しないでください)

日本婦人団体連合会 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-11-9-303
(取り扱い団体) 2024年